

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「加工法」という。）は、FTA/EPA等の農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、地域で生産される農産物を加工し、地域経済に大きく貢献している特定農産加工業者（※）の経営の改善を促進するため、金融・税制上の支援措置を講ずるものである。                  加工法の規定に基づく、特定農産加工業者が経営改善措置に係る事業の用に供する事業所等について、事業所税の課税標準の特例措置の1年9月（個人は2年）の延長を要望するとともに、国際的な原材料価格の高騰や入手困難等による農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により大きな影響を受ける場合を加工法に基づく措置の対象に追加する。</p> <p>※ 加工法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は加工法第3条第1項に規定する事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員とするもの</p> <p>・特例措置の内容                  特定農産加工業者が承認計画に従って実施する措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除するものとする。</p>		
関係条文	地法附第33条第5項		
減収見込額	[初年度] ▲0.7 （ ▲77 ） [平年度] ▲0.7 （ ▲78 ） [改正増減収額] - （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的                  加工法に基づき、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により経営環境が悪化した特定農産加工業者の経営の改善を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図ることを目的とする。                  従前、加工法に基づく措置の対象として、TPP11をはじめとした日EU・EPA、日米貿易協定等により関税引下げ等の国境措置の変更により影響を受けた特定農産加工業者を主に想定してきたところであるが、昨今、国際的な原材料価格の高騰や入手困難等も農産加工業者の経営環境が悪化する要因となっていることに鑑み、これらについても輸入に係る事情の著しい変化と捉えて加工法に基づく措置の対象に含めることとする。</p> <p>（2）施策の必要性                  我が国の食品産業は、人口の減少、高齢化等による市場の縮小傾向の中、関税撤廃等の国境措置の変更により、輸入農産物や輸入加工品のシェアが高まっており、今後は日EU・EPA及び日米貿易協定等による更なる国境措置の変更を受け、輸入品との競合が激しくなる等、相当の影響を被ることが予想される。また、世界人口の増加に伴う食料需要の増加と、気候変動や穀物等の主要産地での紛争、諸外国の政策等の人為的な影響の重なりによる食料供給の不安定化により、世界の食料需給がひっ迫しており、これにより輸入原材料を利用する国内の農産加工業者の原材料調達が困難となるなど、事業活動に支障を来している。また、この状況は将来的にも継続することが予想される。これらに対応するため、生産コストの削減や製品の品質向上等の積極的な経営改善を行う事業者に対して支援を行う必要がある。                  特定農産加工業者は、中小・零細企業が大部分を占めているが、国内農林水産業と深く結びついており、地域における主要産業の一つとして、農産物の出荷先となるだけでなく、雇用の場の提供といった役割も有しており、地域経済の活性化の中心として欠かせない存在である。                  このため、今後日EU・EPA及び日米貿易協定等による関税撤廃等の国境措置の影響を強く受けることが予想される特定農産加工業種に係る税制特例措置を延長するとともに、国際的な原材料価格の高騰や入手困難等による農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化の影響を強く受けることが予想される場合について、新たに特例措置の対象として追加する必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農村の振興</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>
	政策の達成目標	特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	法人：令和8年3月31日まで（1年9月） 個人：令和7年分まで（2年）
	同上の期間中の達成目標	特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図る。
政策目標の達成状況	本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、制度創設後も21の国や地域とのEPA/FTA協定による国境措置の撤廃等が行われ、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けてきている。今後も日EU・EPAや日米貿易協定等による関税引き下げ等による大きな影響が続くことが予想され、原料である農産物の供給元である農業者への影響も大きく、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 適用見込件数：110業者 減税見込額：77百万円（既存措置分） 適用見込件数：1業者 減収見込額：0.7百万円（拡充措置分）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置による事業所税の軽減により、高付加価値商品の製造や事業の合理化のための必要な施設の導入等が促進され、製造コストの削減による特定農産加工業者の経営基盤の強化を図ることが可能になる。日EU・EPA及び日米貿易協定等による関税撤廃等の国境措置、国際的な原材料価格の高騰や入手困難等に大きな影響を受けている特定農産加工業者が、新技術の導入、新製品の開発等により経営の改善を図ろうとする場合に、地方税上の支援及び長期低利資金の貸付を行うことは、極めて有効な政策手段となっている。</p> <p>地域の基幹産業としての特定農産加工業者の経営の改善は、地域の雇用確保にも資する。また、原料受入量の維持・増加により、供給元である農家の販売先が確保され、農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展にも資すると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	制度融資：特定農産加工資金（株式会社日本政策金融公庫）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	特定農産加工業者等が承認計画に基づいて施設の取得又は改良等を行う場合に金融・税制支援が受けられる。株式会社日本政策金融公庫による低利融資に加え、本措置による税負担軽減によりキャッシュフロー改善が図られる。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、累次の関税撤廃等の国境措置、国際的な原材料価格の高騰や入手困難等により、経営に大きな影響を受けている特定農産加工業者の経営を改善するための取組について、高付加価値商品の製造に必要な設備や事業の合理化のために必要な施設の導入を支援し、製造コストの削減による経営基盤の強化を図るとともに、原料農産物の販売先を確保することで農家への影響を緩和するものであり、妥当なものと考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込
	適用件数	103件	106件	107件	108件
	金額(百万円)	70	73	74	76
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準(事業所床面積(m <sup>2</sup> )) 122,898 m <sup>2</sup> [73,739千円] (令和3年度)				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、制度創設後も19の国や地域とのEPA/FTA協定の締結による関税撤廃等の国境措置の変更により、特定農産加工業者等は大きな影響を受け続けており、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。</p> <p>本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取組が推進できなくなるため、その経営状況が悪化し、結果として農業者も生産した農産物の販売先を失う等、地域経済に大きな影響を及ぼす。</p> <p>本特例措置は、地域の基幹産業である特定農産加工業における経営改善を促進することで、地域の雇用促進や、原料の供給元である農業者の販売先の確保を図るものであり、地域経済の維持・発展に有効なものと考えられる。</p>				
前回要望時の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、前回要望時以後も日EU・EPAや日米貿易協定等による段階的な関税撤廃等の国境措置の変更により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けてきており、供給元となる農業者への影響も大きく、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。				
これまでの要望経緯	平成元年度創設。以降6年度、7年度(対象業種追加)、8年度、10年度、11年度、13年度、15年度、16年度、18年度、20年度、21年度、23年度、25年度、26年度、28年度、30年度、31年度(対象業種追加)、令和3年度及び5年度に延長。 (課税標準の軽減措置が16年度改正で1/2から1/3に縮減、18年度改正で1/3から1/4に縮減、21年度改正で従業者割を廃止。)				